

○竹田市が発注する測量等の契約に係る指名基準について

平成17年4月1日

告示第99号

測量等の契約については、有資格業者(竹田市が発注する測量等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の時期等(平成17年竹田市告示第102号)に関する告示により資格の認定を受けた者をいう。)のうちから、次に掲げる事項を総合勘案して指名すること。

1 不誠実な行為の有無

次の事項に該当する場合は、指名しないこと。

- (1) 竹田市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等(以下「指名停止基準」という。)に基づく指名停止期間中であること。
- (2) 市発注の測量等の契約に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから契約の相手方として不相当であると認められること。
 - ア 測量等の業務に係る秘密保持を怠る等契約の履行が不誠実であること。
- (3) 警察当局から、市長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、公共機関が発注する測量等の業務からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに契約の相手方として不相当であると認められること。

2 経営状況

銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される場合は指名しないこと。

3 受注及び手持業務の状況

当該年度の指名及び受注状況、手持業務の件数、技術職員の保有状況からみて当該業務を実施する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。

4 当該業務についての技術的適正

次の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。

- (1) 当該業務と同種又は類似業務について相当の実績があること。
- (2) 当該業務の遂行に必要な設計、調査等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の類似業務について実績があること。
- (3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該業務の作業条件と同等と認められる作業条件の業務について実績があること。
- (4) 当該業務の作業項目に応じ、必要と認められる有資格職員が確保できると認められること。

5 安全管理の状況

- (1) 指名停止基準に基づく指名停止期間中である場合は、指名しないこと。
- (2) 市発注業務について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに契約の相手方

として不適當であると認められるときは、指名しないこと。

(3) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。

6 労働福祉の状況

(1) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報があり、当該状態が継続している場合であって、明らかに契約の相手方として不適當であると認められるときは指名しないこと。

(2) 労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み、表彰を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は、十分尊重すること。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。